

新	旧
<p>1 ～ 5-2 (略)</p> <p>5-3 その他の事業</p> <p>5-3-1 基本方針に基づく支援措置</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 地域資源活用販路開拓等支援事業の活用</u></p> <p><u>(1) 支援措置の番号及び名称</u></p> <p>①番号 B1105</p> <p>②名称 <u>地域資源活用販路開拓等支援事業【中小企業地域資源活用プログラム】</u></p> <p><u>(2) 当該支援措置を受けようとする者の概要</u></p> <p><u>本地域にある鉱工業品の優れた生産技術や農林水産物、観光資源などの特色ある産業資源を活用した商品・サービスの販路開拓を目的として、市場調査、試作品改良や展示会の開催・出展等を行う組合、地域のグループ等</u></p> <p><u>(3) 当該支援措置を受けて実施又はその実施を促進しようとする取組みの内容</u></p> <p><u>上記(2)の事業者のうち、経済産業省の採択を受け、同省の補助金の利用が可能となった場合、同省の補助金を活用して本地域再生計画に基づく事業の展開を進めることとする。</u></p> <p><u>(4) 当該支援措置が不可欠な理由</u></p> <p><u>本地域において、新産業・新事業を創出するためには、地域資源を活用し、創意工夫を凝らした新しい商品・サービスを開発するとともに、その魅力を広く発信し、販路開拓につなげるが必要であり、地域資源活用販路開拓等支援事業の採択に当たって、一定程度配慮される当該支援措置は不可欠である。</u></p> <p><u>3 地域イノベーション創出研究開発事業の活用</u></p> <p><u>(1) 支援措置の番号及び名称</u></p> <p>①番号 B1107</p> <p>②名称 <u>地域イノベーション創出研究開発事業</u></p> <p><u>(2) 当該支援措置を受けようとする者の概要</u></p> <p><u>大学・試験研究機関等の技術シーズや知見を活用した産学官の強固な研究体制を組み、新製品等の開発を目指して実用化技術の研究開発に取り組む事業者</u></p> <p><u>(3) 当該支援措置を受けて実施又はその実施を促進しようとする取組みの内容</u></p> <p><u>上記(2)の事業者のうち、経済産業省の採択を受け、同省の補助金の利用が可能となった場合、同省の補助金を活用して本地域再生計画に基づく事業の展開を進めることとする。</u></p> <p><u>(4) 当該支援措置が不可欠な理由</u></p> <p><u>本地域において、新産業・新事業を創出するためには、産学官の連携による大型研究プロジェクトの推進が必要であり、地域イノベーション創出研究開発事業の採択に当たって、一定程度配慮される当該支援措置は不可欠である。</u></p> <p>5-3-2 ～ 8 (略)</p>	<p>1 ～ 5-2 (略)</p> <p>5-3 その他の事業</p> <p>5-3-1 基本方針に基づく支援措置</p> <p>1 (略)</p> <p>5-3-2 ～ 8 (略)</p>